国民健康保険被保険者証の検認のお知らせ

現在交付している国民健康保険被保険者証は、平成14年3月31日が有効期限です。したがって、平成14年4月1日からは現在の被保険者証で医療給付を受けることができません。被保険者証の検認は例年どおり各自治会長さんに取りまとめをお願いしてありますので、検認忘れが無いようお願い致します。

なお、出稼ぎや施設入所等の理由により、個別の被保険者証が必要な場合は、申請が必要となります。また修学の為に個別の被保険者証が必要な場合は合格通知書又は在学証明書等の証明を添付のうえ、申請が必要です。これら個別の被保険者証が必要な場合や自治会長さんが回収される際に被保険者証を提出することが困難な場合には、そのことを自治会長さんにお話のうえ、個人で検認の手続きを行ってください。

検認の受付は3月20日(水)から役場保健民生課保険係にて行います。

フロン回収にご理解を

「フロン回収破壊法」が平成14年4月から施行され、フロン類を含む次の機器を廃棄するときは、フロン類の回収と破壊が義務付けられます。

○**業務用冷凍空調機器**
平成14年4月1日以降は、知事の登録を受けた回収業者に、費用を負担してフロン類の回収を依頼することになります。

○**カーエアコン**
平成14年10月31日までの政令で定める日以降で廃車する場合は、知事の登録を受けた業者に費用を負担して、車を引き渡すことになります。

○**照会先**
県環境政策課環境保全室
☎083-933-3034
役場保健民生課福祉衛生係
☎37-2111

チャイルドシート購入費補助金制度について

道路交通法の改正により、チャイルドシートの着用が義務づけられましたが、これに伴い本町では申請により、補助金を交付しています。

対象者　交付申請日現在において、日置町に住所を有し6歳未満である乳幼児を養育する方等。(1人1回限りとする)

補助金の額　チャイルドシート購入金額の2分の1以内で、1万5千円を上限とする。

必要な書類　役場に備え付けの「日置町チャイルドシート補助金交付申請書」
添付書類（チャイルドシート販売証明書・領収書）

問合せ先
役場総務課企画情報係
☎37-2111

介護保険Q&A ㊳

Q. 2月号の広報で、低所得者の介護保険料の減免について掲載されていましたが、なぜ、申告をしないと減免が受けられないのですか。
保険料を賦課するときに収入等が分かっていませんか。

A. 介護保険料は、被保険者本人及び世帯における町民税の課税の有無により5段階に設定がされ、この点で所得の低い方への配慮がされているところです。
さらに、第1段階及び第2段階の方で特に生計が困窮している方について、介護保険料の負担を軽減しようというのがこの度の減免措置です。
この減免措置を適用するにあたっては、税法上の収入のみに着目して、一定の収入以下の方につき一律に減免措置を講じてしまうと、正確な負担能力を個々具体的に判断しないまま減免を行うこととなり、不公平が生じます。
このため申告をしていただくことにより、収入につきましては、5段階での保険料を賦課するときに対象とされていない非課税年金（遺族年金・障害年金等）の収入額や仕送りによる収入額を合算した額を把握します。
また、資産については、預貯金の残高の確認をします。
これにより、収入額が一定の額以下の場合や、預貯金の残高が生計を維持することが困難な場合に限り減免措置の対象とし、減免を公平に措置しようというものです。
詳しいことは役場保健民生課保険係までご相談下さい。
（☎37-2111）

日置町いじめ110番

フリーダイヤル（料金は無料です）
☎0120-00-1281